

令和8年度
赤川水系発電所 構築物整備業務委託
仕 様 書

令和8年 2月
山形県企業局

第1章 総括事項

第1節 一般事項

1. 仕様書の適用

この仕様書は、山形県企業局鶴岡電気水道事務所が発注する「令和8年度 赤川水系発電所 構築物整備業務委託」に適用する。

2. 業務委託名

令和8年度 赤川水系発電所 構築物整備業務委託

3. 委託内容

山形県企業局鶴岡電気水道事務所が管理・運用する赤川水系発電所（倉沢・寿岡・蘇岡発電所）の3発電所について、常に安定した電気を供給できるように各発電施設の清掃・整備を実施するものである。

4. 業務委託概要

(1) 倉沢発電所

- ① 発電関連施設等の清掃及び整理
- ② 管理道路等の除草作業
- ③ 構築物設備の除雪及び雪囲い作業
- ④ 境界杭点検及び確認作業
- ⑤ その他軽微な作業

(2) 寿岡発電所

- ① 構築物設備の清掃作業
- ② 管理道路等の除草作業
- ③ 構築物設備の除雪及び雪囲い作業
- ④ 境界杭点検及び確認作業
- ⑤ その他軽微な作業

(3) 蘇岡発電所

- ① 構築物設備の清掃作業
- ② 管理道路等の除草作業
- ③ 構築物設備の除雪及び雪囲い作業
- ④ 境界杭点検及び確認作業
- ⑤ その他軽微な作業

(4) 旧寿岡・蘇岡連絡送電線点検路

- ① 各送電線点検路（徒歩通行山道）の整備
- ② 各送電線点検時補助
- ③ 各送電線支障木調査時補助
- ④ 各送電線支障木地権者立会確認時の補助
- ⑤ 各送電線支障木伐採
- ⑥ 各連絡送電線及び荒沢配電線点検路除草
- ⑦ その他軽微な作業

5. 業務委託場所

鶴岡市倉沢・大鳥地内 ほか

6. 業務委託期間

自 令和 8年 4月 日

至 令和 9年 3月 31日

7. 業務委託範囲

本仕様書は、委託の概要を記載するものであり、記載のない事項であっても委託業務完了のため当然行うべき事項は行わなければならない。

8. 関係法令及び条例の遵守

受注者は委託業務の実施に当たっては、労働関係法令（労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等）、関連する関係諸法規及び条例等を遵守しなければならない。

9. 諸手続き及び費用の負担

(1) 受注者は、委託業務に必要な関係官公署等への諸手続きを行うとともに、その結果等を監督職員に報告しなければならない。

(2) 上記に伴う費用は、受注者の負担とする。

10. 疑義の解釈

(1) この仕様書及び設計図書に疑義が生じた場合は、県側の解釈による。

(2) 仕様書、設計図書に明示されていない事項があるとき、又は内容に相互符号しない事項があるときは、双方協議して決定するものとする。

11. 支払方法

構築物管理日報及び作業写真の提出後、作業の実績に基づいて受注者の請求により作業した月の翌月に支払うものとする。

第2節 委託業務の実施

1. 委託業務用資材

委託業務上必要な資材、工具、消耗品等は、県側において無償で支給する。

ただし、現場間の移動や資材運搬に必要な車両及びその燃料については、受注者側で用意するものとする。なお、業務に必要な資材は倉庫及び車庫に保管されており、使用の際には監督職員に報告するものとする。

2. 委託用電源

仕様書上特に記載のない場合は、県側において次の電源を無償支給する。

単相交流100V 及び 三相交流200V 各50Hz

3. 仮設備

- (1) 現場事務所が必要な場合は、受注者が手配すること。
- (2) 作業員の休憩場所として、県側と協議のうえ、県側施設を無償で貸出すものとする。

4. 業務管理

受注者は、作業員名簿、構築物管理日報等の業務管理記録を県側に提出しなければならない。

5. 業務承認

委託業務に関し、仕様書、又はあらかじめ県側が指示した委託業務段階毎に承認を受けなければならない。

6. 夜間における作業

夜間作業は原則として行わないものとする。ただし、委託業務の都合上、夜間作業を必要とするときは、あらかじめ県側と協議しなければならない。

7. クレーンの使用

- (1) 受注者が、県所有のクレーンを使用する場合は、県側の許可を得ること。また、運転、玉掛け有資格者を選任し、免許証の写しを県側に提出すること。
- (2) クレーン使用に際し、必ず事前点検を行うこと。

8. スノーモービルの使用

- (1) 受注者が県所有のスノーモービルを使用する場合は、発注者の許可を得ること。また、必要に応じて事前にスノーモービル講習会を開き、運転操作方法を十分に熟知し使用すること。
- (2) スノーモービルの使用に際し、経路における雪崩危険箇所を把握しておくこと。
- (3) 使用前にスノーモービルの点検を実施し、ガソリン、オイルを満タンにしてから使用すること。

9. 他工事等との協調

同一場所において別の工事等が施工されている場合は、互いに協調して円滑な業務を図らなければならない。

10. 休日及び時間外における作業

急務を要する場合、県側の指示により作業を行うものとする。作業料金の割り増しは山形県県土整備部労務単価表の基準による。なお、時間内は8:00～17:00とし、休日は、土・日・祝祭日及び12月29日～1月3日は休日とする。

第3節 現場管理

1. 事故防止

- (1) 受注者は、常に作業の安全に留意して現場管理を行い、事故防止に努めなけれ

ばならない。

- (2) 受注者は事故防止のため、作業に入る前、作業の再開の都度KYK（危険予知活動）を実施するものとし、事前に作業に対しての危険箇所や作業の内容を作業員全員で把握するものとする。
- (3) 受注者は、作業を計画する段階で、作業内容を把握するとともに、危険作業及び危険な箇所を確認し、場合によっては下記の装備を行い、安全に作業を実施すること。

作業項目	想定される事故	事故防止策
高所作業	転落の危険	命綱・安全帯の着用
水上作業	水中への転落	ライフジャケットの着用
隧道・ピット内作業	酸素欠乏等	酸素濃度計による作業前確認
回転機器の使用	巻き込まれ等	
高圧設備等への接近	感電事故	

- (4) 発電所内や変電施設等の充電箇所付近や、水車、発電機等の回転部における作業は行わないものとする。また、初めて作業に従事する者については安全教育を受注者において事前に実施すること。
- (5) 受注者は、委託業務中に流水及び交通の妨害となる行為、その他公衆に迷惑を及ぼす行為のないよう十分な措置をしなければならない。
- (6) 委託箇所及びその周辺にある地上、地下の施設構造物に対しては、委託業務に伴い、支障を及ぼさないよう関係者と協議のうえ、必要な処置をしなければならない。
- (7) 火薬、ガソリン、電気等の危険物を使用する場合は、関係法令の定めるところに従い、その保管及び取扱いについて、万全の方策を講じなければならない。
- (8) 委託現場が危険なため、一般の立入りを禁止する必要がある場合は、その区域に適切な柵を設けるとともに、立入禁止の標示をし、夜間は適切な照明を施さなければならない。
- (9) 豪雨、出水、その他天災に対しては、平素から天気予報等について十分な注意を払い、常にこれに対処できる準備をしておかなければならない。
- (10) 以上の項目において、作業員の十分な安全が確保できない場合は作業を中止する。

2. 安全管理

受注者は作業の安全確保に努め、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 各作業において作業責任者を選任するものとし、作業責任者は、作業ごとにKYK（危険予知活動）等を実施して、作業中の作業者の行動及び作業現場の状況を常に把握し、作業を安全に遂行すること。
- (2) 作業責任者は、作業実施の前週水曜日までに作業予定表の提出、作業3日前までに作業計画書を提出しなければならない。また必要に応じて作業の前日までに作業の時間、手順、作業範囲、停電範囲、接地箇所、危険防止措置など具体的事項について県側と打ち合わせを行い、作業前までに作業員全員に作業の内容や危険箇所等を周知すること。

- (3) 作業員には作業に適した被服、保護具を着用させ、危険の防止を図ること。
- (4) 各作業において、作業責任者を含め常に複数の作業員で作業を行うものとし、作業中においても作業員同士の動きにも注意を払うものとする。
- (5) 受注者は、委託業務の作業中に事故が発生した場合には、消防及び警察に連絡をとるとともに速やかに県側に連絡を入れるものとする。
また、現場管理や安全対策を怠ったことに起因する事故については、受注者の責任において対処すること。
- (6) 受注者は必要に応じ第一回目の作業時に、全作業員に対して発注者による安全教育を作業現場で受けることができる。
- (7) 受注者は作業員に対して過去の事故事例や具体的な作業内容の注意点を示しながら、定期的な安全教育を行わなければならない。

3. 緊急時の連絡網の確保

- (1) 受注者は作業の開始前や終了後の連絡や、緊急時において常に連絡方法を確保しなければならない。
- (2) 発電所、取水口や上水槽付近での作業については、各施設の保安電話を使用し制御所に連絡するものとする。
- (3) 冬期間でのスノーモービル及び徒歩での移動時でも、雪崩に巻き込まれる危険性があることから無線機や衛星携帯等の通信手段も確保するものとし、必要に応じて協議の上、県側から貸与する。

4. 整理・整頓

受注者は、委託業務中、交通及び保安上の支障とならないよう機械器具等を使用の都度整理・整頓しておかなければならない。

5. 既設備損傷時の修復

委託業務中、誤って他の既設工作物を損傷させた場合は、県側に速やかに報告するとともに、その指示により早急に修復しなければならない。

第4節 提出書類

1. 一般事項

- (1) 受注者は、次項の書類等を県側に提出すること。
- (2) 様式、提出先、提出期限及び部数は次項及び県側の指示によること。
- (3) これに伴う費用は、受注者の負担とする。

2. 品目、様式、提出期限及び部数 他「～追加～」を参照。

No.	品目	様式	提出期限	部数
1	緊急連絡体制図	A 4 版	契約後速やかに	1
2	作業責任者等通知書	A 4 版	契約後速やかに	1
3	作業員名簿	A 4 版	業務着手の前日	1

4	工程表	A 4 版	契約後速やかに	1
5	作業予定表	A 4 版	作業前週の水曜日	1
6	作業計画書	A 4 版	作業 3 日前	1
7	構築物管理日報	A 4 版	作業翌月の 10 日	1
8	作業写真 (縦 3 枚)	A 4 版	作業翌月の 10 日	1
9	その他必要な書類	任意	随時	2

第 2 章 委託業務内容

1. 作業内容

(※作業箇所については設計図書によるものとするが、倉沢発電所リニューアル工事及び寿岡発電所の長期停電に伴い、作業内容に変更がある場合があるため留意すること。)

(1) 倉沢発電所

- ① 発電所構内の側溝・水路の土砂上げ
- ② 隧道横坑の水路の土砂上げ
- ③ 作業通路の清掃・整備
- ④ 取水塔施設の清掃・整備
- ⑤ 発電所施設 (調圧水槽付近も含む) 周辺の除草・草刈り
- ⑥ 境界杭・配電線施設の草刈り
- ⑦ 発電所関連施設の建物の点検・管理
- ⑧ 発動発電機の点検・整備 (動作確認)
- ⑨ 発電関連施設の雪囲い設置・取外し
- ⑩ 冬期間における安全柵・手摺の取外し・取付け
- ⑪ 発電所周囲・取水塔の除雪作業
- ⑫ その他軽微な作業

(2) 寿岡発電所

- ① 発電所内の清掃・整備 (月に 2 回)
- ② 発電所構内の側溝・水路の土砂上げ
- ③ 作業通路の清掃・整備
- ④ 水圧鉄管路の清掃・整備
- ⑤ 東・西取水口及び上水槽施設の清掃・整備
- ⑥ 東取水口における土砂撤去
- ⑦ 冬期間における西取水口吊橋踏み板の取外し・取付け
- ⑧ 発電所施設 (東・西取水口及び上水槽付近も含む) 周辺の除草・草刈り
- ⑨ 境界杭・配電線施設の草刈り
- ⑩ 発電所施設の建物の点検・管理
- ⑪ 構内整備 (倉庫・車庫) の整理
- ⑫ 取水口・上水槽ゲート巻揚げ機の点検・整備
- ⑬ 発動発電機の点検・整備 (動作確認)
- ⑭ 取水口・上水槽の発電施設の雪囲い設置・取外し

- ⑯ 冬期間における安全柵・手摺の取外し・取付け
- ⑰ 除雪機及びスノーモービルの点検・整備
- ⑱ 発電所・取水口・上水槽の除雪及び屋根の雪下ろし作業
- ⑲ その他軽微な作業

(3) 蘇岡発電所

- ① 発電所内の清掃・整備（月に2回）
- ② 発電所構内の側溝・水路の土砂上げ
- ③ 作業通路の清掃・整備
- ④ 水圧鉄管路の清掃・整備
- ⑤ 泡滝取水口及び上水槽施設の清掃・整備
- ⑥ 冬期間における泡滝取水口吊橋踏み板の取外し・取付け
- ⑦ 発電所施設（泡滝取水口及び上水槽付近も含む）周辺の除草・草刈り
- ⑧ 境界杭・配電線施設の草刈り
- ⑨ 停電作業に伴う補助業務
- ⑩ 発電所施設の建物の点検・管理
- ⑪ 構内整備（倉庫・車庫）の整理
- ⑫ 取水口・上水槽ゲート巻揚げ機の点検・整備
- ⑬ 発電機点検の点検・整備（動作確認）
- ⑭ 取水口・上水槽の発電施設の雪囲い設置・取外し
- ⑮ 冬期間における安全柵・手摺の取外し・取付け
- ⑯ 除雪機及びスノーモービルの点検・整備
- ⑰ 発電所・取水口・上水槽の除雪作業
- ⑱ その他軽微な作業

(4) 旧寿岡・蘇岡連絡送電線点検路

- ① 旧寿岡連絡送電線点検路の除草
- ② 蘇岡連絡送電線点検路の除草
- ③ 旧寿岡連絡送電線鉄塔周囲の除草
- ④ 蘇岡連絡送電線鉄塔周囲の除草
- ⑤ 旧寿岡連絡送電線点検路の補修・整備
- ⑥ 蘇岡連絡送電線点検路の補修・整備
- ⑦ 送電線点検の点検補助（道案内）
- ⑧ 送電線支障木の調査補助として立木の現地調査
- ⑨ 送電線支障木の地権者による立ち会い確認時の補助
- ⑩ 送電線支障木の伐採

2. 作業予定及び作業開始方法

- (1) 作業予定について週単位ごと翌週の作業予定表を水曜日まで提出すること。
- (2) 作業3日前までに「作業計画書」を提出すること。
- (3) 事前に提出した作業計画書において問題があった場合には、県側において計画

の修正の指示行うものとし、速やかに修正し再提出を行うものとする。また作業の内容で県側において危険と判断された場合には作業全体を中止できるものとする。

- (4) 気象状況等により作業を変更する場合は作業前日まで報告すること。
- (5) 作業当日は気象状況等に問題がない場合、作業場所に到着しだい制御所へ保安電話等にて連絡すること。
- (6) 作業当日、積雪及び天候状況等に問題がある場合は作業実施の良否を鶴岡電気水道事務所と協議した後、作業開始することし、勝手に作業を行わないこと。
- (7) 作業当日、積雪及び天候状況等に問題がある場合や作業の状況等、作業中でも変更又は中止を出来るものとする。

3. 作業方法

① 発電所内の清掃・整備（月に2回）

発電所清掃作業については、掃き掃除・モップによる水拭きするものとし、床面に油がこぼれている場合はウエス・吸着マット等で油の除去を行う。

また、発電施設にある便器・洗面器の清掃を行い、汚れがひどい場合は、窓ガラス・蛍光灯の清掃も行うものとする。

② 発電所構内の側溝・水路の土砂上げ

構内及び発電施設に関連する側溝・水路において、落ち葉や堆積した土砂上げを実施する、上げた土砂については監督職員の指示した場所に集積するものとする。

③ 作業通路の清掃・整備

作業通路に落ちている土砂、落ち葉、枝等を掃き掃除にて除去し、通路上の安全確保を行うものとする。

④ 水圧鉄管路の清掃・整備

水圧鉄管路の作業通路に落ちている土砂、落ち葉、枝等を掃き掃除にて除去するものとし、また、水圧鉄管の状態についても点検し、異常があった場合は監督職員に報告するものとする。

⑤ 取水口及び上水槽施設の清掃・整備

施設及び待機室を掃き掃除等で清掃するものとする。

⑥ 冬期間における取水口吊橋踏み板の取外し・取付け

冬期間の積雪による吊橋へ荷重を減らすために踏み板の取外しを行い、所定の場所に保管する、また、積雪の心配が無くなった際には踏み板を取付けるものとする。

踏み板の取外し・取付け作業の際には、橋から転落する危険性があることから命綱等の安全策をとりながら作業を行う。

⑦ 発電所施設（取水口及び上水槽付近も含む）周辺の除草・草刈り

(1) 草刈り機により草を刈るものとし、刈った草については監督職員の指示した場所に集積を行うものとする。

(2) 作業通路の除草については、両肩1.5m幅で除草するものとする。

(3) 水圧鉄管路の除草については、県側から指示があった箇所もしくは水圧鉄管路脇両肩1.5m幅で除草するものとする。

(4) 余水路の除草については、道路から上流10m下流20mの両肩1.5m幅で

除草するものとする。

(5) 上水槽及び調圧水槽廻りの除草については、県側から指示があった箇所を1.5m幅で除草するものとする。

⑧ 境界杭・配電線施設の草刈り

境界杭の確認及び配電施設周辺の草刈を行うものとし、草刈り機により草を刈るものとし、刈った草については監督職員の指示した場所に集積を行うものとする。境界杭点検及び確認については、図面等を元に境界杭を確認するものとする。また、破損及び紛失している箇所については補修するものとする。

⑨ 停電作業に伴う補助業務

県側の指示により発電所の停電作業に伴う補助業務とし、事前の作業計画書により実施するものとする。

⑩ 発電所施設の建物の点検・管理

発電所施設の清掃・整備等において、施設の異常の有無の確認を行うとともに異常が発見された場合には、速やかに監督職員に報告を行うものとする。

⑪ 構内整備（倉庫・車庫）の整理

発電業務及び停電作業等で倉庫及び車庫に保管している資材・道具の搬出や後片付け業務を行うものとする。

⑫ 取水口・上水槽ゲート巻揚げ機等の点検・整備

各発電設備の機器について清掃を行うものとし、ゲート巻揚げ機等の機器についてグリス注入等の簡易的な整備も含む。

また、清掃する機器については監督職員と確認の上で行うものとする。

⑬ 発動発電機の点検・整備（動作確認）

発動発電機の清掃を行うものとし、動作確認も行いグリス注入等の簡易的な整備も行うものとする。

⑭ 取水口・上水槽の発電施設の雪囲い設置・取外し

冬期間の積雪に向けて各発電施設の建物の雪囲いを行うものであり、各発電所の倉庫及び車庫に保管している雪囲いを搬出・設置するものとする。

また、雪囲いに伴い材料の加工及び修理作業についても含まれるものとし、積雪の心配が無くなった際には雪囲いを取外し所定の場所に保管するものとする。

⑮ 冬期間における安全柵・手摺の取外し・取付け

冬期間に特に必要でない安全柵や手摺りなど積雪により破損する恐れがあるものは取外し、所定の場所に保管するものとする。

また、積雪により破損する心配が無くなった際には、安全柵・手摺りを設置する。

そのため、取外す安全柵や手摺りについては、事前に監督職員と確認し取外し・取付けの際には監督職員に報告をするものとする。

⑯ 除雪機及びスノーモービルの点検・整備

除雪機及びスノーモービルの清掃を行うものとし、合わせて点検・整備を行い、特に冬期間は燃料を満タン状態にするよう給油を行うものとする。

また、職員が発電所の点検や停電作業時等に指示した場所にスノーモービルの搬送が必要になった際には、事前に搬送するものとする。

⑰ 発電所・取水口・上水槽の除雪作業

(1) 冬期間の積雪により、発電業務に支障が出ないよう発電所構内及び施設につ

いて除雪を行うものとする。

また、他に除雪箇所として発電業務等で職員から指示があった際の除雪についても含むものとする。

また、除雪機械を用いて作業する場合は下記の点について注意する。

- ・除雪は、複数人以上で作業を行うこと。
- ・シャープの交換はエンジンを停止させる。
- ・屋外変電所内では気温が上がり、氷が垂れる状態では除雪作業は行わないようにする。

(2) 発電所屋根及び倉庫屋根の除雪については、屋根から転落する危険性があることから命綱等の安全策をとりながら、県側から指示があった箇所に雪を投棄するものとする。

- ・安全器具や墜落制止用器具を正しく装備し作業する。
- ・常に互いの作業を確認する。
- ・作業中など命綱が絡まないように注意する。
- ・屋根からの雪降ろしは事前に投雪場所を確認し、人が入らないようにバリケード又は見張り人を立てる。
- ・携帯電話など緊急時には連絡がとれるようにする。

(3) 上水槽の除雪については、水槽へ転落する危険性があることから命綱等の安全策をとりながら、取水の妨げにならないよう除雪する。

⑱ 旧寿岡連絡送電線点検路の除草

旧寿岡連絡送電線点検路のうち、No. 2、No. 4、No. 10～No. 21 各鉄塔への点検路除草を実施する。点検路は徒歩通行のみが可能な山道である。

概ね5月及び9月の年2回の除草とするが、雑草等の繁茂状況によってはこの限りでない。除草幅については、通行する際に支障の無い幅（概ね1m幅）を除草するものとするが作業箇所の地形によってはこの限りでない。

また、植林地や田畑付近の点検路では植樹や農産物などに影響の無い幅とし、その場合は除草幅が狭隘となってもやむを得ない。（点検路箇所については、別添図参照）

⑲ 蘇岡連絡送電線点検路の除草

蘇岡連絡送電線全鉄塔への点検路除草を実施する。点検路は徒歩通行のみが可能な山道である。

概ね5月及び9月の年2回の除草とするが、雑草等の繁茂状況によってはこの限りでない。除草幅については、通行する際に支障の無い幅（概ね1m幅）を除草するものとするが作業箇所の地形によってはこの限りでない。

また、植林地や田畑付近の点検路では植樹や農産物などに影響の無い幅とし、その場合は除草幅が狭隘となってもやむを得ない。（点検路箇所については、別添図参照）

⑳ 旧寿岡連絡送電線鉄塔周囲の除草

旧寿岡連絡送電線点検路のうち、No. 1～No. 5、No. 10～No. 22 各鉄塔の鉄塔敷及び鉄塔敷周囲の除草を実施する。

概ね5月の年1回の除草とするが、雑草等の繁茂状況によってはこの限りでない。除草幅については、概ね鉄塔腕金下（概ね鉄塔基礎＋3m程度（1.5m＋1.5m程度）までの範囲を除草する。ただし、作業箇所の地形によってはこの限りでない。

また、植林地や田畑付近の鉄塔では植樹や農産物などに影響の無い幅とし、その場

合は除草幅が狭隘となってもやむを得ない。(除草範囲については、別添図参照)

⑳ 蘇岡連絡送電線鉄塔周囲の除草

蘇岡連絡送電線全鉄塔の鉄塔敷及び鉄塔敷周囲の除草を実施する。

概ね5月及び9月の年2回の除草とするが、雑草等の繁茂状況によってはこの限りでない。除草幅については、概ね鉄塔腕金下(概ね鉄塔基礎+3m程度(1.5m+1.5m程度)までの範囲を除草する。ただし、作業箇所地形によってはこの限りでない。

また、植林地や田畑付近の鉄塔では植樹や農産物などに影響の無い幅とし、その場合は除草幅が狭隘となってもやむを得ない。(除草範囲については、別添図参照)

㉑ 旧寿岡連絡送電線点検路の補修・整備

旧寿岡連絡送電線点検路のうち、No.2、No.4、No.10～No.21への点検路補修・整備を実施する。

補修・整備は点検路の劣化度合いによって随時実施するものとする。ただし点検路崩落・劣化の規模によっては、補修・整備作業の実施前に当該地の地権者から同意を得たうえで実施するので、補修・整備作業が必要な箇所を確認した場合には、直ちに補修・整備は行わず、発注者に状況を報告し、発注者の指示により補修・整備を実施すること。

点検路上に通行の支障となる倒木が確認された場合も、直ちに倒木処理は行わずに発注者に状況を報告し、発注者の指示により倒木処理を行うこと。また、植林地や田畑付近の点検路では周辺の植樹や農産物などに影響が無いように整備や補修を行うこと。(点検路箇所については、別添図参照)

㉒ 蘇岡連絡送電線点検路の補修・整備

蘇岡連絡送電線全鉄塔への点検路補修・整備を実施する。

補修・整備は点検路の劣化度合いによって随時実施するものとする。ただし点検路崩落・劣化の規模によっては、補修・整備作業の実施前に当該地の地権者から同意を得たうえで実施するので、補修・整備作業が必要な箇所を確認した場合には、直ちに補修・整備は行わず、発注者に状況を報告し、発注者の指示により補修・整備を実施すること。

点検路上に通行の支障となる倒木が確認された場合も、直ちに倒木処理は行わずに発注者に状況を報告し、発注者の指示により倒木処理を行うこと。また、植林地や田畑付近の点検路では周辺の植樹や農産物などに影響が無いように整備や補修を行うこと。(点検路箇所については、別添図参照)

㉓ 送電線点検の点検補助(道案内)

発注者の指示により、送電線点検の点検補助(道案内)として同行する。点検補助(道案内)の範囲は、旧寿岡連絡送電線全鉄塔及び蘇岡連絡送電線全鉄塔とする。実施時期は概ね5月及び9月とするが、送電線事故等により臨時に点検を実施しなければならない場合にも点検補助を指示する場合がある。

㉔ 送電線の支障となる立木の調査補助として立木の現地調査(対象木種別、対象木測定、対象木生育地の確認等)

調査補助の範囲は、蘇岡連絡送電線全線とする。また、発注者の指示により調査対象木周囲の除草作業を行う。実施時期は概ね7月及び10月とするが、支障となる立木の状況によってはこの限りでない。

㉕ 立ち会い確認補助として立木、土地境界の調査・確認

発注者の指示により、送電線の支障となる立木について、対象木生育地の地権者による立ち会い確認を行う場合、発注者の指示により、立ち会い確認補助として立木、土地境界の調査・確認を行う。実施時期は概ね7月とするが、支障となる立木の状況によってはこの限りでない。

㉗ 送電線の支障となる立木の伐採

発注者の指示により、送電線の支障となる立木について伐採する。

作業範囲は蘇岡連絡送電線全線とする。実施時期は概ね7月及び10月とするが、支障となる立木の状況によっては、この限りでない。

㉘ その他軽微な作業

各作業内容に属する軽微な作業についても含むものとする。

※ 上記を含め全ての作業は、毎月初めに渡す作業指示書及び県側の指示に基づいて行うものとする。

4. 報告及び記録

受注者は、本仕様書に定める業務を行った場合は、完了後速やかに次の事項について県側に報告するものとし、別紙作業日報に記録するものとする。

- (1) 施設全般の異常の有無
- (2) 実施した作業の内容
- (3) 作業開始及び終了時刻
- (4) 作業者名
- (5) その他必要と認められる事項

5. 災害発生時における緊急点検の実施

受注者は、鶴岡管内で震度4以上の地震が発生した場合は、緊急点検を行うものとする、また台風、豪雨、豪雪等の災害においては、県側からの指示により緊急点検を行うものとする。

- (1) 点検者は緊急点検に入る前に、県側に「点検者名」、「点検場所」、「点検開始時間」、「点検終了予定時間」を連絡するものとする。
- (2) 緊急点検で点検者は、発電施設の異常の有無について、災害発生時刻から1時間ごとにその状況を県側に報告するものとする。また、必要に応じて写真撮影を行い、日時とその状況を記録しておくものとする。
- (3) 点検者自身の安全を最優先とするため、緊急点検で危険がある場合は直ぐに中止するものとする。
- (4) 緊急点検の完了後や中止した場合でも、速やかに県側に緊急点検の内容を報告するとともに、記録した内容や写真等を提出するものとする。

～追加～

1. 緊急時連絡体制図 〔提出期限 4月10日〕

緊急時の連絡以外に、作業の状況報告時等にも使用するため、電波のつながりにくい作業現場でも会社との連絡が取れる体制を確保すること。

KYK（危険予知活動）資料、現場内掲示、会社内掲示など

2. 作業員名簿 〔提出期限 4月10日〕 また作業員の変更時

作業員の確認と緊急時の連絡、作業現場と作業内容が多岐にわたるため発注者側で把握するもの。

3. 赤川水系発電所構築物整備業務委託 月 週 予定表

4. 構築物整備業務委託 作業計画書

〔提出期限 作業の前の週の水曜日又は、作業3日前まで〕

多岐にわたる作業内容を発注者側で把握するため。

また、発注者側の作業等と錯綜しないように前の週に調整をするため。

作業時間は8：00～17：00であるが、原則8：00～8：30は作業準備時間とし、発電所内への入所（開扉）と朝日制御所への作業開始連絡は、8：30以降とする。

5. 赤川水系発電所 構築物整備業務委託 作業管理集計表

6. 構築物管理日報（No.）

7. 作業状況写真（任意書式）

〔提出期限 作業月の翌月の10日※まで〕

※毎月払いの委託料支払いのため。

日報にて作業状況・作業員と作業時間を把握し、作業状況写真と併せて報告する。

作業状況写真は、①作業前、②KYK（危険予知活動）時、③作業中及び④作業完了時の各状況のものとする。

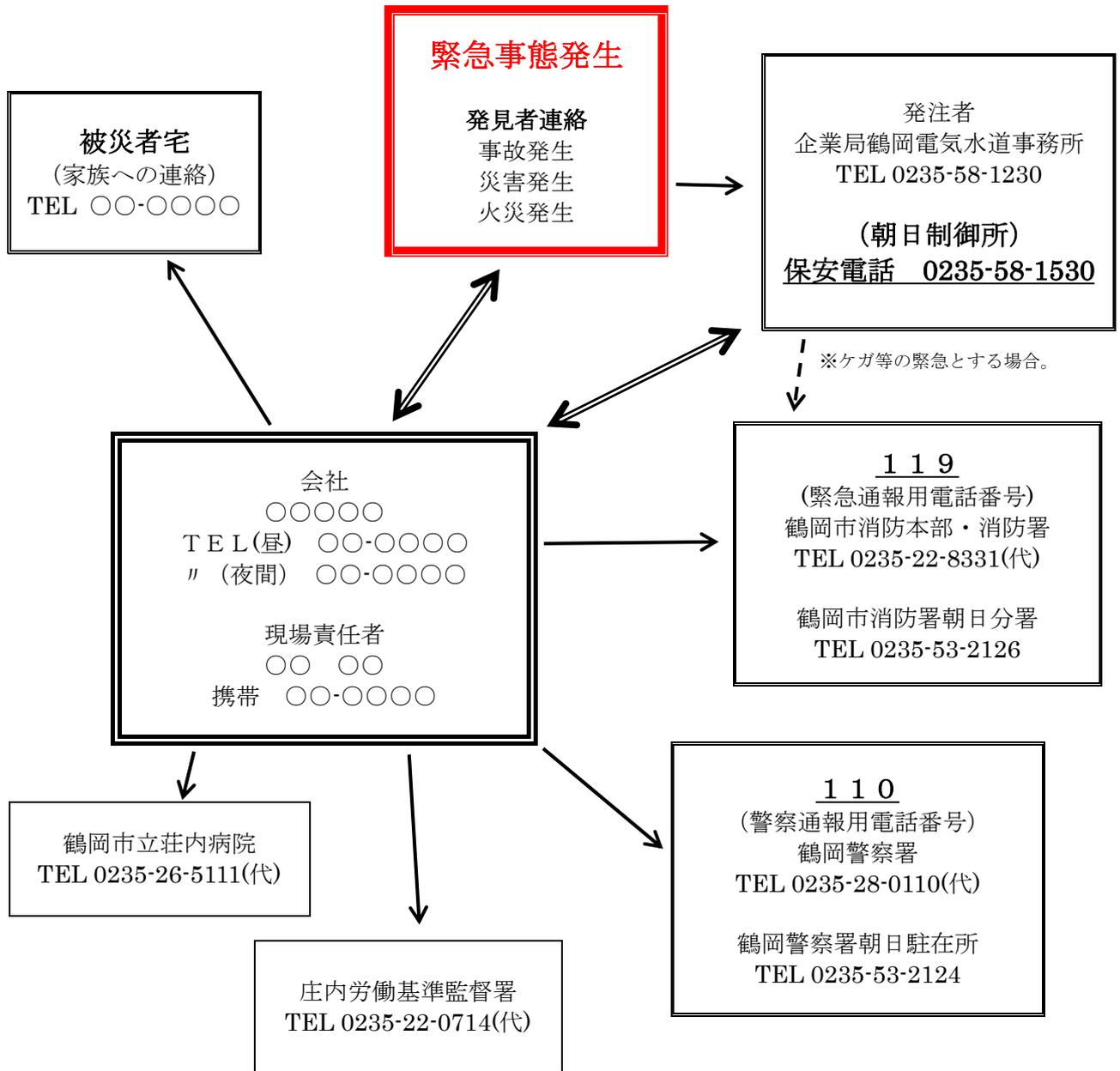
なお、②KYK（危険予知活動）時と③作業中の写真には、原則的に当該作業に従事した作業員の全員を撮影するものとする。

提出時には、作業内容を説明するものとし、5. 6. 7.と合わせ請求書を提出するものとする。

●上記の提出資料で、不都合が生じた場合は、随時受注者と発注者にて協議を行い決定するものとする。

緊急連絡体制図

業務委託名：令和8年度 赤川水系発電所 構築物整備業務委託 受注者名 ○○○○



※緊急時は、会社を基点とし各関係先に速やかに連絡が出来るようにする。

夜間・休日連絡先

氏名	電話番号	自宅(固定)電話番号	備考

※ 上位の物から連絡するものとし、連絡が取れ次第下位の者には連絡をしない。

現場責任者通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

山形県企業管理者 〇〇 〇〇 殿

受注者

下記のとおり現場責任者等を指定しましたので通知します。

記

委 託 名	
委 託 場 所	
現場責任者名	

作業員名簿

委託名：

受注者：

作業責任者※	従事する主な作業	氏名	性別	年齢	住所	電話番号	緊急連絡先	資格の有無 (※記載方法は任意)

※各作業において作業責任者と選任する場合は“○”を記入すること。

各作業において作業責任者として選任された場合は以下の業務を課す。

- ・ 作業内容の把握と作業員の選出。
- ・ 作業当時の気象状況の把握。
- ・ 作業に使用する道具及び燃料等の準備の指示と確認。
- ・ 危険作業が伴う場合、安全装備（安全帯・ライフジャケット等）の準備の指示と確認。
- ・ 作業員の健康状態の確認。
- ・ 作業前の作業員に対しての作業内容の説明。
- ・ K Y K（危険予知活動）の実施。
- ・ 作業着手時・緊急時及び作業完了の連絡報告業務。
- ・ 作業中の作業員の把握。
- ・ 作業状況の報告。（作業完了報告以外に求められた場合）
- ・ 作業に使用した道具の整備及び後片付け、燃料等の補充の指示と確認。

工 程 表(A)

業務委託名: 令和8年度 赤川水系発電所 構築物整備業務委託

受注者名: ○○○○

工 種	細 目	(当初)設計			月別 時間	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	摘 要
		単位	数量	時間数														
所内清掃・整備		人	53	424	(計画)													424
					(実績)													
土木設備管理		人	83	664	(計画)													664
					(実績)													
除草・草刈り		人	128	1,024	(計画)													1,024
					(実績)													
停電作業等補助		人	3	24	(計画)													24
					(実績)													0
建築設備管理		人	26	208	(計画)													208
					(実績)													0
機械設備管理		人	3	24	(計画)													24
					(実績)													0
冬 支 度		人	50	400	(計画)													400
					(実績)													0
除雪作業		人	132	1,056	(計画)													1,056
					(実績)													0
合 計		人	478	3,824	(計画)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,824
					(実績)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※1,年度当初に作業に見込まれる時間数を計画し、発注者から承認を得るものとする。

※2,月末の作業報告時に当該月の作業時間の実績を合わせて報告するものとする。

工 程 表(A-1)

倉沢発電所

業務委託名: 令和8年度 赤川水系発電所 構築物整備業務委託

受注者名: ○○○○

工 種	細 目	(当初)設計			月別 時間	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	摘 要
		単位	数量	時間数														
所内清掃・整備		人		0	(計画)													0
					(実績)													
土木設備管理		人		0	(計画)													0
					(実績)													
除草・草刈り		人		0	(計画)													0
					(実績)													
停電作業等補助		人		0	(計画)													0
					(実績)													
建築設備管理		人		0	(計画)													0
					(実績)													
機械設備管理		人		0	(計画)													0
					(実績)													
冬 支 度		人		0	(計画)													0
					(実績)													
除雪作業		人		0	(計画)													0
					(実績)													
合 計		人	0	0	(計画)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
					(実績)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※1,年度当初に作業に見込まれる時間数を計画し、発注者から承認を得るものとする。

※2,月末の作業報告時に当該月の作業時間の実績を合わせて報告するものとする。

工 程 表(A-2)

寿岡発電所

業務委託名: 令和8年度 赤川水系発電所 構築物整備業務委託

受注者名: ○○○○

工 種	細 目	(当初)設計			月別 時間	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	摘 要
		単位	数量	時間数														
所内清掃・整備		人		0	時間	(計画)												0
						(実績)												
土木設備管理		人		0	時間	(計画)												0
						(実績)												
除草・草刈り		人		0	時間	(計画)												0
						(実績)												
停電作業等補助		人		0	時間	(計画)												0
						(実績)												
建築設備管理		人		0	時間	(計画)												0
						(実績)												
機械設備管理		人		0	時間	(計画)												0
						(実績)												
冬 支 度		人		0	時間	(計画)												0
						(実績)												
除雪作業		人		0	時間	(計画)												0
						(実績)												
合 計		人	0	0	時間	(計画)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
						(実績)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※1,年度当初に作業に見込まれる時間数を計画し、発注者から承認を得るものとする。

※2,月末の作業報告時に当該月の作業時間の実績を合わせて報告するものとする。

工 程 表(A-3)

蘇岡発電所

業務委託名: 令和8年度 赤川水系発電所 構築物整備業務委託

受注者名: ○○○○

工 種	細 目	(当初)設計			月別 時間	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	摘 要
		単位	数量	時間数														
所内清掃・整備		人		0	時間	(計画)												0
						(実績)												
土木設備管理		人		0	時間	(計画)												0
						(実績)												
除草・草刈り		人		0	時間	(計画)												0
						(実績)												
停電作業等補助		人		0	時間	(計画)												0
						(実績)												
建築設備管理		人		0	時間	(計画)												0
						(実績)												
機械設備管理		人		0	時間	(計画)												0
						(実績)												
冬 支 度		人		0	時間	(計画)												0
						(実績)												
除雪作業		人		0	時間	(計画)												0
						(実績)												
合 計		人	0	0	時間	(計画)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
						(実績)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※1,年度当初に作業に見込まれる時間数を計画し、発注者から承認を得るものとする。

※2,月末の作業報告時に当該月の作業時間の実績を合わせて報告するものとする。

工 程 表(B)

寿岡・蘇岡連絡送電線点検路及び荒沢配電線点検路

業務委託名:令和8年度 赤川水系発電所 構築物整備業務委託

受注者名:〇〇〇〇〇

工 種	細 目	(当初)設計			月別 時間	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	摘 要	
		単位	数量	時間数															
旧寿岡連絡送電線 蘇岡連絡送電線 除草・整備等作業		人	59	472	時間													472	
					(計画)														
旧寿岡連絡送電線 蘇岡連絡送電線 支障木伐採等作業		人	38	304	時間													304	
					(計画)														
		人			時間													0	
					(計画)														
		人			時間													0	
					(計画)														
		人			時間													0	
					(計画)														
		人			時間													0	
					(計画)														
		人			時間													0	
					(計画)														
合 計		人	97	776	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	776
					(実績)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※1,年度当初に作業に見込まれる時間数を計画し、発注者から承認を得るものとする。

※2,月末の作業報告時に当該月の作業時間の実績を合わせて報告するものとする。

赤川水系発電所構築物整備業務委託 月 週 予定表

月	発電所名	作業名	作業責任者名	作業員数	作業内容
日 (月曜日)					
日 (火曜日)					
日 (水曜日)					
日 (木曜日)					
日 (金曜日)					
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・翌週の作業予定表を水曜日まで提出すること。 ・気象状況等により作業を変更する場合は作業前日まで報告すること。 ・作業3日前まで「作業計画書」を提出すること。 ・作業当日は気象状況等に問題がない場合、作業場所へ到着したい制御所へ保安電話にて連絡すること。 ・作業当日、積雪及び天候状況等に問題がある場合は作業実施の良否を鶴岡電気水道事務所と協議する。 ・高所作業時その他安全確保を要するときはヘルメットのほかに安全帯、その他の安全器具を装備する。 <p>※ 鶴岡電気水道事務所(制御所)への連絡は、受託者側の作業責任者が企業局技術技能員又は、当日の給電担当者に連絡を行う。</p>				

受注者名

構築物整備業務委託 作業計画書

作業日	令和 年 月 日 ()	受注者名: 代表者名:	
作業名	発電所		
作業員	作業責任者:		
	作業員:		
		計	名
作業内容			
	※作業内容において、必要な場合は図面等を添付すること。		添付図面 有 ・ 無
作業日程	時間	作業項目	
	:	作業準備、KYK(危険予知活動)実施	
	:		
	:		
	:		
	:		
	:		
	:		
	:	作業終了	作業時間 時間
連絡方法	・保安電話もしくは一般回線にて作業前、作業終了後、その他必要な場合に連絡を行う。		
注意事項			

構築物管理日報 (No.)

施設主査	担 当

令和 年 月 日 天候 ()

発電所名	<input type="checkbox"/> 倉沢発電所 <input type="checkbox"/> 寿岡発電所 <input type="checkbox"/> 蘇岡発電所 <input type="checkbox"/> 点検路		
作業時間	時 分から 時 分まで	休憩	時 分から 時 分まで
作業場所	鶴岡市 地内		
危険予知活動 (KYK)	有 ・ 無 内容：（記載例：感電の危険があるので、充電箇所近づかない。『充電箇所離隔ヨシ』※黒板等に記載の写真添付時は省略可）		
作業内容			
施設概要 及び 連絡事項			
作業員名 及び 作業時間	作業員名	作業時間算出根拠	作業時間
	(主任者)		
受注者名			作業時間合計
代表者名			時間